

令和2年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年7月6日（月）
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第18号 非農地証明書の交付について
議案第19号 農業委員会に関する規定の一部改正について
報告事項第12号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第13号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第14号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第15号 農地法第5条第1項の規定による受理の
取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和2年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。21番奥野委員、22番高瀬委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は17,499.38㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。隣接地との一体利用目的による特殊案件であるため、下限面積の50aの要件はありません。

3番は、母から子への贈与により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

5番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第15号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします

会 長 続きまして、議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから10ページまでです。なお、今回は、4条2件、5条14件、面積は30,999㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの4条申請1番は農家住宅で施工済みであります。昭和60年頃の道路拡幅事業により、土蔵を移設した際に、農地にはみ出して移設していたことが今回判明したためこれを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

2番は、農家住宅で施工済みであります。自宅の改修工事を行った際、先代が増築した部分が許可を得ていないことが判明したためこれを是正するものです。申請書には始末書の添付がござい

ます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

6ページ5条申請1番は、分家住宅の計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

2番は、分家住宅の計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

3番は、分家住宅の計画であります。婚姻の予定に伴い、実家が手狭であるため、住宅を計画したものであります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に保育所、小学校があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、一般住宅を建築する計画であります。将来、農家本家の農業を継ぐため、また実家との相互扶助のため、可能な限り農家本家、実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5番は、分譲宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となります。教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は、物品等の販売店（ドラッグストア）を建築する計画であります。既存店舗の上大久保の商業圏を隔てる1km以上北側でかつ住宅が連たんしており県道沿いに面した利便性の高い土地である申請地を選定したものであります。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり「代替可能性なし」の許可基準を適用いたしますが、申請地より半径500mの範囲の中に医療機関が2つあり、上下水道管が敷設されて

いる道路に接している一部の農地につきましては、第3種農地となり「原則許可」を適用しております。

7番は、中古車置場で整地済みの案件であります。こちらは4月15日に申請書を提出され、書類不備のため保留としておりました案件ですが、この度、調整が整いましたので議案にかける次第です。

申請人は、中古車販売業者であります。サービス向上や整備作業の円滑化を図るため、部品交換や塗装作業などの外注先である会社の隣接地を選定したものであります。なお、申請地が進入路や事務所敷地として利用されていたことから始末書の添付がございます。

申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

8番は、貸工場、駐車場を建築、整備する計画であります。事業者は関連会社の不動産を一括管理しており、グループ会社である●●●●●●(株)の本社工場の老朽化及び事業規模拡大に伴い、申請地周辺にある工場と集約して生産性の合理化を図るため計画されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

9番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

10番は、住宅敷地への進入路拡張の計画であります。9番でご説明した一般住宅を建築するに伴い、既存の住宅と共用で使用する進入通路の幅員が建築基準法上不足するため、進入通路の拡張を行うものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

11番は、一般住宅を建築する計画であります。実家の農業を続けるため、実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

12番は、分家住宅を建築する計画であります。実家の農業を

手伝うため、実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

13番は、事務所兼用住宅で住宅敷地の一部を事業用として利用する計画であります。申請者は、観葉植物、庭木、花等を販売する店舗の運営を行っており、全国各地から商品を仕入れるため、インターの近くであり、保管、育成等を行える場所が確保できる日当たりがよい場所、また子の通学を考え、教育施設が近くにある申請地を選定されたものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり「代替可能性なし」の許可基準を適用いたしますが、申請地より半径500mの範囲の中に医療機関、教育施設があり、上下水道管が敷設されている道路に接している一部の農地につきましては、第3種農地となり「原則許可」を適用しております。

14番は、農作業場敷地で建築済みです。申請人は一部の農地を相続により取得したことに伴い農業を営むこととなったが、農機具置場や農作業場がなく不便を強いていたところ、建築済みの農作業場を譲っていただけることとなったため申請するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり「代替可能性なし」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第16号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、

許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、11 ページから 14 ページです。

今回は 20 件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2 年が 1 件、3～5 年が 6 件、10 年が 13 件です。設定面積は、65,654.00㎡です。

13 ページ 1 番から 7 番までは、農地中間管理機構を通すものであります。14 ページ 8 番から 21 番が相対であります。

また、今回は利用権の移転が 1 件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は 14 ページの 21 番です。

今回の相対移転は、自らが代表者を務める会社へ農業経営を移譲するためです。

今月は新規農家が 1 件あります。14 ページの 14 番と 15 番は、水稻が主体の農業法人において 6 年間勤務し、このたび新規農家として独立するものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 17 号農業経営基盤

強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きます。議案第18号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第18号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、15ページから17ページです。

いずれの案件も、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

異議なしとのことでありますので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きます。議案第19号農業委員会に関する規定の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号農業委員会に関する規定の一部改正についてご説明いたします。

議案書のページは18ページから19ページです。

19ページをご覧ください。改正箇所は3箇所です。

「農地法第4条第1項第7号」を「農地法第4条第1項第8号」に「農地法第5条第1項第6号」を「農地法第5条第1項第7号」に変更するものです。

今年2月の月次総会でもご説明しましたとおり、農地法の改正により条文の号数が変更になったことに伴い、変更するものであり内容に変更はございません。事務の運用はすでに変更して実施しておりますが、今回、「富山市農業委員会に関する規定」につい

て変更し告示するものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業委員会に関する規定の一部改正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

菊 委 員 この改正は新たな条文が加わったことによる号数の変更で、内容に変更はないということによいか。

事 務 局 内容に変更はありません。

会 長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、この農業委員会に関する規定の一部改正について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第19号農業委員会に関する規定の一部改正については、原案通り改正することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第12号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第13号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第15号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第12号についてですが、農地法関係事務処理要領の改正により、届出名が「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」から「農地法第3条の3の規定による届出書」に変更となりましたのでお知らせいたします。

報告事項第12号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は20ページから24ページです。

今回の受理件数は18件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、10番の一部の筆でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員に依頼済みであります。

報告事項第13号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは25ページから33ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が12件、合わせて15件、面積は合わせて29,929.07㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

26ページ4条2番については、31ページ5条7番の住宅敷地の接道となる公衆用道路になります。

28ページ5条5番については、先月の総会にて報告した案件です。転用目的が「工場・駐車場」から「貸工場・駐車場」に変更となったため、以前の届出を取消し、今回、再届出されたものです。

なお、5条の5番、6番、12番については受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上で建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。

報告事項第14号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、34ページから39ページです。

解約件数は16件で、解約面積は44,732.61㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第15号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは40ページです。

1番につきましては、報告事項第13号28ページの5番で説明しましたとおり、転用目的が「工場・駐車場」から「貸工場・駐車場」に変更となるため取消したものです。

2番につきましては、「貸店舗」目的で届出されたものですが、出店取り止めになったため取消したものです。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これもちまして、令和2年度第4回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。